

電子提供措置の開始日 2026年2月5日

第11期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

会社の新株予約権等に関する事項
会計監査人に関する事項
会社の体制及び方針
株主資本等変動計算書
個別注記表
(2024年12月1日から2025年11月30日まで)

ウリドキ株式会社

会社の新株予約権等に関する事項（2025年11月30日）

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	第8回新株予約権
発行決議の日	2023年11月24日
新株予約権の数	5,100個
保有人数	当社取締役（社外役員を除く） 1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 51,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たりの払込金額 金560円
新株予約権の行使期間	2025年11月25日から2033年11月24日まで

(注1) 2025年7月15日付で行った普通株式1株を10株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(注2) 2025年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は、当該株式分割による調整前の数値を記載しております。

名称	第10回新株予約権
発行決議の日	2024年5月24日
新株予約権の数	4,800個
保有人数	当社取締役（社外役員を除く） 2名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 48,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たりの払込金額 金560円
新株予約権の行使期間	2026年5月25日から2034年5月24日まで

(注1) 2025年7月15日付で行った普通株式1株を10株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(注2) 2025年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は、当該株式分割による調整前の数値を記載しております。

名称	第12回新株予約権
発行決議の日	2024年11月22日
新株予約権の数	2,400個
保有人数	当社取締役（社外役員を除く） 1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 24,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たりの払込金額 金560円
新株予約権の行使期間	2026年11月23日から2034年11月22日まで

(注1) 2025年7月15日付で行った普通株式1株を10株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(注2) 2025年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は、当該株式分割による調整前の数値を記載しております。

(2) その他新株予約権等に関する重要な事項

上記以外の当事業年度の末日における新株予約権の状況

名称	第4回新株予約権
発行決議の日	2019年11月22日
新株予約権の数	16,300個
保有人数	当社取締役（社外役員を除く） 1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 163,000株
新株予約権の発行価額	新株予約権1個と引き換えに払込金額 金1円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たりの払込金額 金560円
新株予約権の行使期間	2020年3月1日から2027年2月28日まで

(注1) 2025年7月15日付で行った普通株式1株を10株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(注2) 2025年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は、当該株式分割による調整前の数値を記載しております。

名称	第6回新株予約権
発行決議の日	2022年2月25日
新株予約権の数	3,800個
保有人数	当社取締役（社外役員を除く） 1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 38,000株
新株予約権の発行価額	新株予約権1個と引き換えに払込金額 金3円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たりの払込金額 金560円
新株予約権の行使期間	2022年4月1日から2029年3月31日まで

(注1) 2025年7月15日付で行った普通株式1株を10株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(注2) 2025年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は、当該株式分割による調整前の数値を記載しております。

名称	第7回新株予約権
発行決議の日	2023年11月24日
新株予約権の数	1,284個
保有人数	当社従業員 6名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 12,840株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たりの払込金額 金560円
新株予約権の行使期間	2025年11月25日から2033年11月24日まで

(注1) 2025年7月15日付で行った普通株式1株を10株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(注2) 2025年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は、当該株式分割による調整前の数値を記載しております。

名称	第9回新株予約権
発行決議の日	2024年5月24日
新株予約権の数	120個
保有人数	当社従業員 1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 1,200株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たりの払込金額 金560円
新株予約権の行使期間	2026年5月25日から2034年5月24日まで

(注1) 2025年7月15日付で行った普通株式1株を10株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(注2) 2025年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は、当該株式分割による調整前の数値を記載しております。

名称	第11回新株予約権
発行決議の日	2024年11月22日
新株予約権の数	1,080個
保有人数	当社従業員 8名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 10,800株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たりの払込金額 金560円
新株予約権の行使期間	2026年11月23日から2034年11月22日まで

- (注1) 2025年7月15日付で行った普通株式1株を10株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
- (注2) 2025年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は、当該株式分割による調整前の数値を記載しております。

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

ESネクスト有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注2) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、ESネクスト有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社とESネクスト有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は企業経営の透明性及び業務の適正性を確保するための体制として、取締役会にて「内部統制システム構築の基本方針」を定める決議を行い、当該基本方針に基づいた運営を行っております。なお当該基本方針は以下のとおり定めております。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務を執行するよう監督する。
2. 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決議する。
3. 取締役は、他の取締役と情報を共有し、相互に監視・監督する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 株主総会、取締役会、経営会議の議事録等の重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、文書保存年限表に定められた期間保存する。
2. 関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社のリスク管理を円滑にするために、「リスクマネジメント規程」を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。
2. 代表取締役は、リスクコンプライアンス委員会を設置させ、経営管理部をその事務局とする。
3. リスクコンプライアンス委員会は、内部監査人と連携して、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各部門の長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する事項を「取締役会規程」に定める。取締役会を月1回開催し、必要に応じて臨時に開催する。
 2. 取締役会は経営目標・中期経営計画・予算を審議し承認する。代表取締役以下取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1. 代表取締役は、リスクコンプライアンス委員会を設置させ、経営管理部をその事務局とする。
 2. リスクコンプライアンス委員会は、内部監査人と連携して、コンプライアンス体制を維持強化する。
 3. コンプライアンス経営を円滑に行うために、「リスクマネジメント規程」を整備し、コンプライアンスに関する組織の審議、コンプライアンス年度計画の進捗管理や取締役会への上程、教育研修計画の立案、重大なコンプライアンス違反（不祥事を含む。）に関する調査や再発防止策の検討を行う。
 4. 重大なコンプライアンス違反（不祥事を含む。）が発生したときは、社内のみならず、社外の有識者を調査機関に招致できる体制を構築する。
 5. 法令違反その他コンプライアンスに関する問題を早期発見するため、使用人が当社経営者のみならず社外弁護士へ匿名で直接相談通報できる「ヘルプライン」（内部通報制度）を設置し、公益通報者保護に配慮して、事態の迅速な把握と是正に努める。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
1. 当社は、監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。
 2. 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
1. 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告及び必要な情報提供を行う。
 - 重要な社内会議で決議された事項
 - 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
 - 毎月の経営状況として重要な事項
 - 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - 重大な法令・定款違反
 - 重要な会計方針、会計基準及びその変更
 2. 前項の報告をした者に対して、その報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務につき、当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当社は、請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行う。
- ⑨ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
1. 監査役会は、取締役と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
 2. 監査役は、会計監査人及び内部監査人とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。
 3. 監査役は必要に応じて、重要な社内会議に出席することができる。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

1. 当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
2. 当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制整備

1. 当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。
2. 経営管理部を反社会的勢力対応部署と位置づけ、対応指針等を整備したうえで、上記基本方針を取締役及び使用人に周知徹底する。
3. 平素より行政機関などからの情報収集に努め、不当要求等の事案が発生した場合には警察及び顧問法律事務所等の外部専門家と緊密に連携し、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス体制及びリスク管理体制

当社は、取締役会において「リスクマネジメント規程」を定め、リスク管理体制及びコンプライアンス体制の整備を行っております。また、全社的なリスクを総括的に管理し、コンプライアンスの維持強化を推進するための機関として、リスクコンプライアンス委員会を設置し、想定されるリスクごとにリスク主管責任部署を置いて、事業上のリスクの早期発見と未然防止に努めるほか、コンプライアンスに係る施策の策定やコンプライアンス上の重要な問題を審議するなどしております。

② 取締役の職務執行について

毎月1回の定時取締役会を開催しております。重要な事項はすべて取締役会に付議し、業績の状況とその対策及び中期的な経営課題への対処についても検討しております。迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合には、随時取締役会を開催し、十分な議論のうえで経営上の意思決定を行います。なお、取締役会には監査役も出席し、適宜意見を述べることで経営に関する適切な牽制機能を果たしております。

③ 監査役会について

監査役会は、原則として毎月1回の定期開催のほか、必要に応じて随時機動的に開催しております。各監査役は取締役会に出席し意見を述べるほか、監査計画に基づき重要な決裁書類の閲覧等を通じて、取締役の業務執行状況を監査しております。また、内部監査人及び会計監査人との相互の意見交換等を通じて、その実効性を高めるよう努めております。

④ 内部監査の実施

内部監査人による内部監査を実施しており、当該結果については、代表取締役に報告され、後日改善状況の確認を行っております。内部監査人は、監査役と定期的に意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について情報共有することで連携を図っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、経営成績及び財政状態を総合的に勘案したうえで、株主への利益配当の実現を基本方針としております。しかしながら、当社は現在、事業拡大の途上にあり、将来の事業展開及び財務体質の強化を目的として、必要な内部留保の確保を優先してきたことから、創業以来、無配当の方針を継続しております。現在も内部留保の充実に努めておりますが、将来的には、経営成績及び財政状態を踏まえたうえで、株主への利益配分について検討を進めていく方針であります。なお、配当実施可能性及びその時期等については、現時点において未定であります。

株主資本等変動計算書

(自 2024年12月1日)
(至 2025年11月30日)

(単位：千円)

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	61,000	11,000	11,000	31,647	31,647	103,647	27	103,674
当期変動額								
新株の発行	44,160	44,160	44,160			88,320		88,320
当期純利益				215,820	215,820	215,820		215,820
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							－	－
当期変動額合計	44,160	44,160	44,160	215,820	215,820	304,140	－	304,140
当期末残高	105,160	55,160	55,160	247,467	247,467	407,787	27	407,815

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	6年
--------	----

工具、器具及び備品	4年
-----------	----

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) CtoBマッチングサービス

CtoBマッチングサービスにおいては、ユーザーと買取店である顧客を繋ぐマッチングサービス「ウリドキ」を運営しており、主に顧客へのユーザーの送客及び顧客とユーザーの買取マッチングを行っております。顧客との契約上、ユーザーの送客を行うことにより当社の履行義務が充足されるものについては、当該送客を行った時点で収益を認識しており、また、買取マッチングを行うことにより当社の履行義務が充足されるものについては、当該買取マッチングを行った時点で収益を認識しております。

(2) メディアサービス

メディアサービスにおいては、リソースに特化した記事を配信するWEBメディア「ウリドキプラス」の運営及び買取店である顧客に対する問い合わせの獲得サービスを行っております。「ウリドキプラス」では、主に配信記事への顧客情報の掲載を行っており、顧客との契約上、配信記事に顧客情報を掲載することによりその期間を通じて履行義務が充足されるものについては、当該期間により収益を認識しており、また、顧客との契約上、配信記事がウェブサイト閲覧者のブラウザに表示された時点で履行義務が充足されるものについては、当該時点で収益を認識しております。問い合わせの獲得サービスでは、買取に関する問い合わせを顧客に対して転送することにより当社の履行義務が充足されるものについては、当該転送の時点で収益を認識しております。

会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において「流動負債」の「その他」に含めていた「未払消費税等」(前事業年度9,482千円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

会計上の見積りに関する注記

1. 棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

貯蔵品	26,038
-----	--------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、棚卸資産の貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によって評価しております。

棚卸資産の評価における主要な仮定は、販売可能価額であります。

当事業年度末時点で入手可能な情報に基づいた最善の見積りであるものの、主要な仮定は、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

繰延税金資産	64,421
--------	--------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来減算一時差異等に対して、将来の課税所得を見積り、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。将来の課税所得の見積りは事業計画を基礎としており、回収可能性があるとして判断した見積可能期間で算定した結果、回収が見込まれないと判断した繰延税金資産については、評価性引当額として取り崩しております。

将来の課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、査定依頼数や問い合わせ獲得件数の成長率等であります。

当事業年度末時点で入手可能な情報に基づいた最善の見積りであるものの、主要な仮定は、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、査定依頼数や問い合わせ獲得件数の成長率等に重要な影響が及ぶ場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 2,237千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,140,770 株

2. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）

の目的となる株式の種類及び数

普通株式 264,840 株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
減価償却超過額	5,106	千円
賞与引当金	1,327	//
貸倒引当金	119	//
資産除去債務	99	//
未払事業税	2,779	//
棚卸資産評価損	490	//
税務上の繰越欠損金	51,923	//
その他	5,220	//
繰延税金資産小計	67,066	千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—	//
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,581	//
評価性引当額小計	△2,581	//
繰延税金資産合計	64,485	千円
繰延税金負債		
資産除去債務	△63	千円
繰延税金負債合計	△63	千円
繰延税金資産純額	64,421	千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、2026年12月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、販売管理規程及び与信管理規程に従い、営業債権について、経営管理部の担当者が取引先ごとに残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスクの管理

当社の借入金は、営業取引及び設備投資に係る資金調達であり、支払金利の変動リスクに晒されておりますが、当該リスクに対しては金利を固定化することによりリスク回避を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経営管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち77.0%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」「売掛金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」「未払消費税等」「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	27,461	26,532	△928
負債計	27,461	26,532	△928

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	431,974	—	—	—
売掛金	164,479	—	—	—
合計	596,454	—	—	—

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	7,137	6,684	6,684	4,724	2,232	—
合計	7,137	6,684	6,684	4,724	2,232	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	26,532	—	26,532
負債計	—	26,532	—	26,532

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社はプラットフォーム事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
CtoBコマースサービス	722,466
メディアサービス	797,150
顧客との契約から生じる収益	1,519,616

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	77,870	164,479
契約負債	10,912	20,657

契約負債は、サービスの提供前に顧客から受け取った前受金であります。当事業年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は10,912千円でありませぬ。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産 95円24銭

1 株当たり当期純利益 52円17銭

(注) 当社は2025年7月15日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を、また2025年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

当社は、2025年11月14日開催の取締役会の決議に基づき、2025年12月1日付で株式分割を行っております。

(株式分割)

1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、投資家の皆さまがより投資しやすい環境を整えるとともに、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2025年11月30日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

①株式分割前の発行済株式総数	2,140,770 株
②今回の分割により増加する株式数	2,140,770 株
③株式分割後の発行済株式総数	4,281,540 株
④株式分割後の発行可能株式総数	16,480,000 株

(3) 分割の日程

- ①基準日公告日 2025年11月14日 (金)
- ②基準日 2025年11月30日 (日) 実質的には2025年11月28日 (金)
- ③効力発生日 2025年12月1日 (月)

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

株式分割による影響は、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

(株式分割に伴う定款の一部変更)

1. 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2025年12月1日を効力発生日として、当社の定款第6条の発行可能株式総数を変更いたしました。

2. 変更の内容

(下線は変更箇所を示しております。)

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>824万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,648万株</u> とする。

3. 変更の日程

- 取締役会決議日 2025年11月14日 (金)
- 効力発生日 2025年12月1日 (月)